

## 懲戒処分の公表

篠栗町では、職員の懲戒処分を行った場合、「篠栗町職員の懲戒処分に関する公表基準」に基づき、これを公表しております。

令和8年5月26日公表

1. 被処分者 産業観光課（行為当時） 主事（20代）
2. 処分年月日 令和8年5月26日
3. 処分内容 免職
4. 処分理由 地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号  
令和7年11月から令和8年3月の間、対象職員が、当時管理を担当していた緑化推進協議会に係る現金のうち総額756,400円を、また、令和7年10月、令和8年1月及び3月に糟屋地区鳥獣被害防止対策協議会からの交付金のうち総額488,000円をそれぞれ横領した。  
(横領した1,244,400円は、全額弁済されている。)

上記の処分における指導監督責任に伴い、上司3人を訓告とする。

### ○町長コメント

このたび、本町職員が緑化推進協議会に係る現金及び糟屋地区鳥獣被害防止対策協議会からの交付金に係る現金を横領した事案につきましては、全体の奉仕者として法令を遵守すべき立場にある公務員であるにもかかわらず、町民の皆さまの信頼を裏切るものであり深くお詫び申し上げます。

今後、このような不正行為が発生することがないように、再発防止を徹底するとともに、町政に対する信頼回復に努めてまいります。

令和8年5月26日

篠栗町長 三浦 正